

公益社団法人 岐阜県建築士会 会長 様

岐阜県 都市建築部 建築指導課長

工事現場の危害の防止について

日頃より県の建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成30年7月26日に東京都多摩市のビル建設工事現場で発生した火災により、多数の死傷者が出ました。

建築基準法第90条では、工事現場における危害の防止について定められており、また、施行令第136条の8に、建築工事等において火気を使用する場合には防火上必要な措置を講じなければならないとされています。

つきましては、建築工事に携われる際には、改めて工事現場の火災防止にご配慮いただくとともに、火災以外の危害防止措置に対しても適切に講じていただきますようお願い申し上げます。

また、この旨を会員のみなさまにも周知下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

担当所属	岐阜県 都市建築部 建築指導課 建築指導係		
担当係長	稲川	担当	石原
電話	(058) 272-8813 (直通)		
F A X	(058) 278-2782		
電子メール	c11655@pref.gifu.lg.jp		